

令和8年度
東北町空家リフォーム事業費補助金
のお知らせ

◆空家^①の利活用により移住を促進するため、空家をリフォームする所有者等に対して、リフォーム工事費の一部を補助します。

補助金の額及び募集戸数

- ・リフォーム工事費の2分の1
(限度額100万円)
- ・3件
(※ただし、予算に残額がある場合は予算の範囲内で受付します。)

スケジュール

申請期限
令和8年5月1日から
令和8年11月30日まで
※予算が無くなり次第終了となります。

◆補助対象要件

対象住宅

- ①及び②の要件いずれにも該当する町内にある居住されていない一戸建ての住宅
- ① 東北町空家バンク実施要綱の規定により登録されたもの
 - ② 登記事項証明書に表示された床面積が50㎡以上の家屋で当該床面積の2分の1以上が居住用であること

対象者

- ①～③の要件に該当する方（営利を目的とする法人を除く）
- ① 移住者に売買又は賃貸することを目的とし、自らが所有する空家のリフォーム工事を行う方
 - ② 自らが居住する目的により、空家を購入し、1年を経過しない移住者の方
 - ③ 町税等の滞納がない方

※売買・賃貸の期間は10年以上の継続利用が必要です。

対象工事

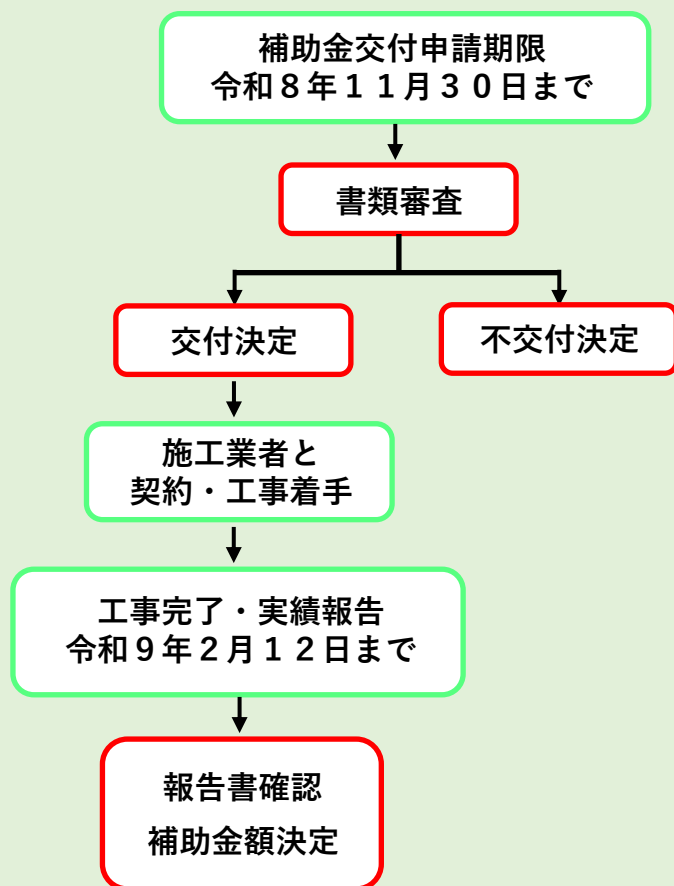
以下の要件に該当するリフォーム工事

- ① 建築物の維持及び機能向上のために行う構造部分及び付帯設備の修繕工事、模様替え工事、増改築工事及びハウスクリーニング等（リフォーム工事の種類を参照してください）

◆全体のスケジュール

申請者

町



◆リフォーム工事の種類

- ① 基礎、土台、柱の修繕・補強工事
- ② 内装、天井、床の修繕工事
- ③ 塗装工事
- ④ 給排水、換気、電気、ガス、通信等の設備工事
- ⑤ 外壁、屋根、庇、雨樋の設置・修繕工事
- ⑥ 間取りの変更、増築（増築面積は10㎡以内）模様替え工事
- ⑦ 玄関、居室、台所、洗面所、浴室、便所の改良工事
- ⑧ 建具の取り替え等の工事
- ⑨ ベランダ、バルコニーの設置・修繕工事
- ⑩ ハウスクリーニング

◆必要書類及び詳細について

補助対象条件や必要書類など、事業の詳細については東北町のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。申請に必要な様式などは総務課の窓口にも備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードすることができます。

東北町HP → 町政情報 → 行政情報 → 各課のお知らせ → 総務課

※書類を準備する前にお問い合わせください

◆問い合わせ・申し込み先

東北町総務課 消防防災係
〒039-2492 東北町上北南四丁目32-484
TEL 0176-56-4036 FAX 0176-56-3110